## 東近江行政組合職員の職務に専念する義務の特例に関する 条例

(昭和 47 年 4 月 15 日) (中部地域消防組合条例第 13 号)

**改正** 平成3年3月1日 条例第5号 平成3年6月28日 条例第11号 平成10年3月12日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、 職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

- 第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者また はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが できる。
  - (1) 研修を受ける場合
  - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
  - (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に認める場合

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則**(平成3年6月28日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。

**付 則** (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。